

鉄道・運輸機構の 地域公共交通/交通DX・GX 出融資制度のご案内



鉄道・運輸機構では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化・再生を推進するため、地域公共交通特定事業(交通DX・GX関連設備を含む)の実施に必要な資金の出資・貸付けを行っています。



出融資で事業をサポートします！



鉄道・運輸機構

鉄道・運輸機構の 地域公共交通/交通DX・GX出融資

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（略称：「鉄道・運輸機構」）
Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

鉄道・運輸機構は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき、財政投融資を活用した出融資により、地域公共交通への支援を実施しています。



地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）は、地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律です。

鉄道・運輸機構では、地域交通法に基づき、認定を受けた地域公共交通特定事業の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行っております。

地域公共交通計画

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**
 ・ 全ての地方公共団体に対して**作成の努力義務** ※計画作成数：1,194件（2025年5月末時点）
 ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「**法定協議会**」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

地域公共交通特定事業

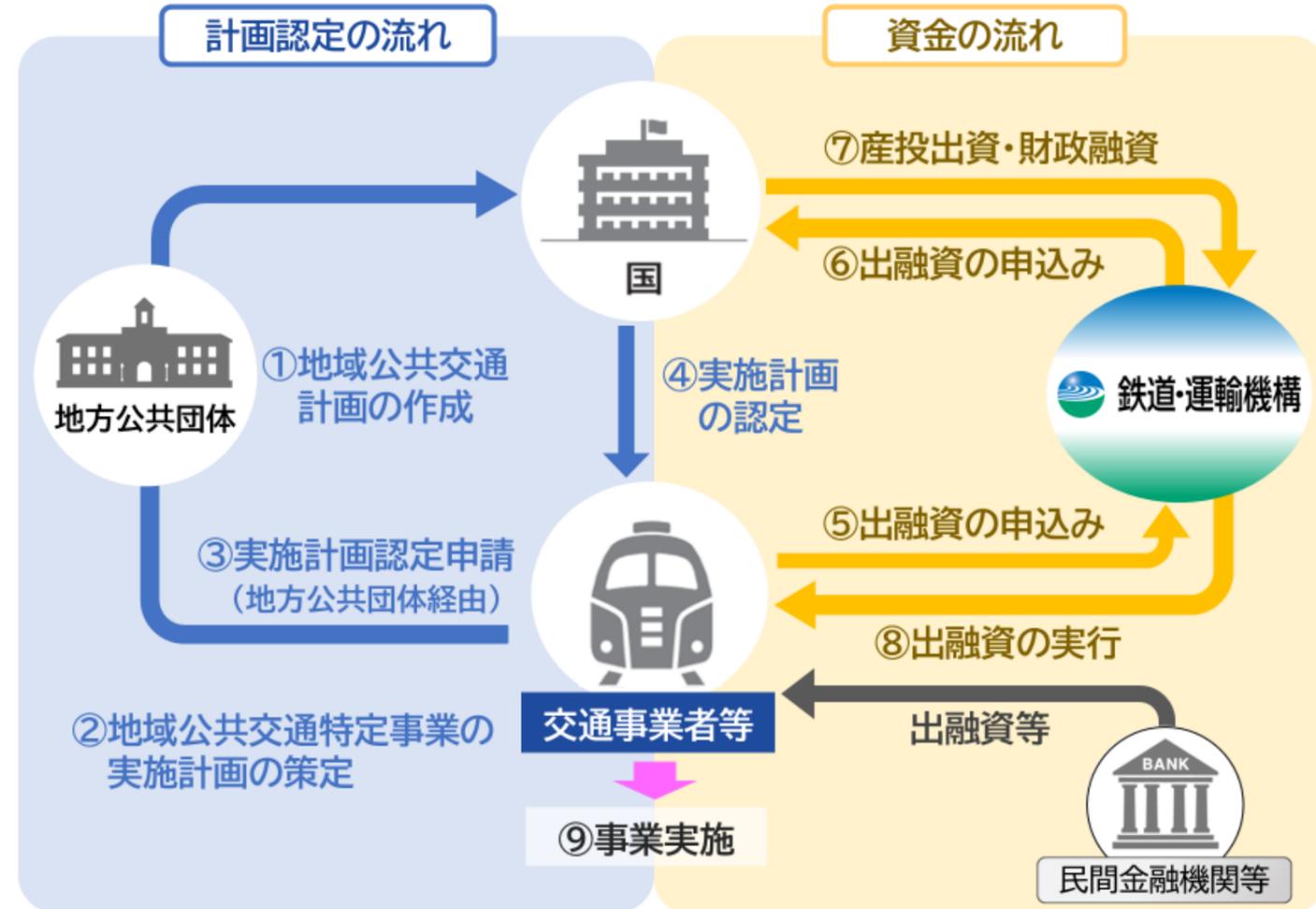
地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、**地域公共交通計画に盛り込む**ことができる法定事業

- ◇ 軌道運送高度化事業
LRT（Light Rail Transit）の整備
- ◇ 道路運送高度化事業
BRT（Bus Rapid Transit）の整備
- ◇ 鉄道事業再構築事業
鉄道の上下分離等
- ◇ 地域公共交通利便増進事業
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善等
- ◇ 地域旅客運送サービス継続事業
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持
- ◇ 貨客運送効率化事業
貨客混載の導入

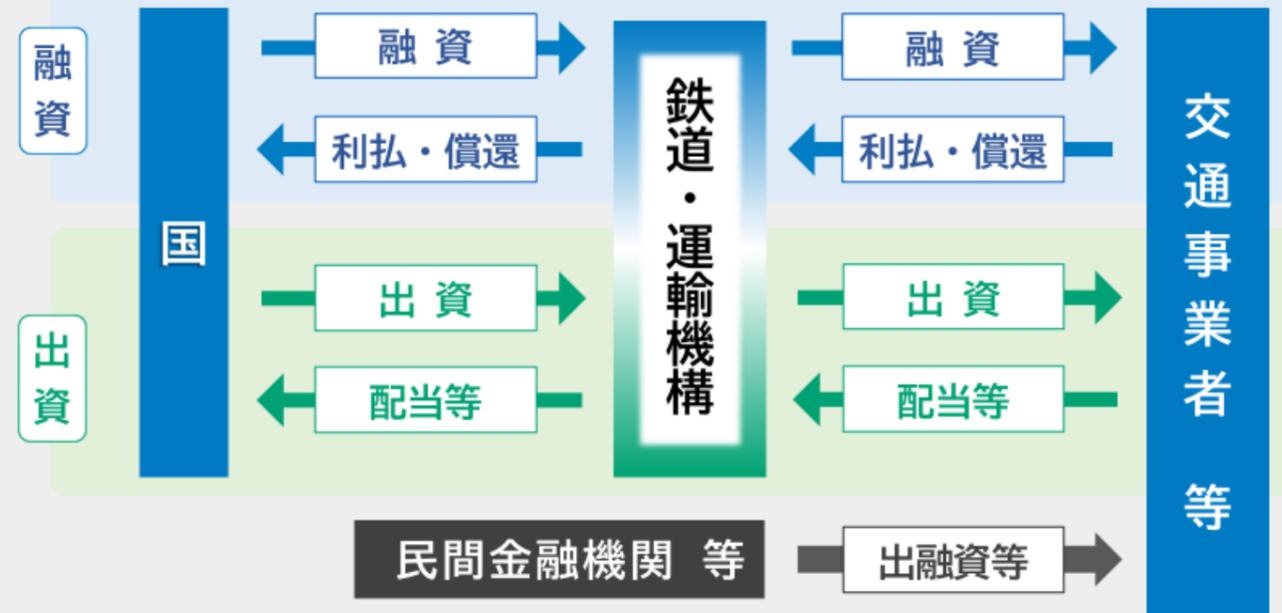


※国土交通省資料より抜粋

地域交通法に基づく財政投融資支援スキーム



財政投融資基本スキーム

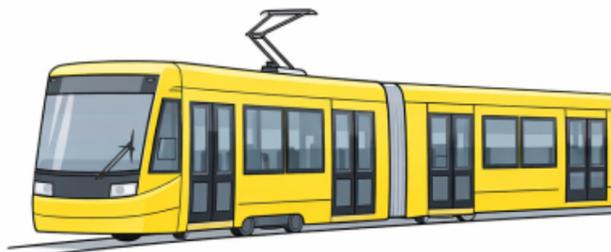


主な対象事業

① 地域公共交通ネットワークの再構築

- 地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設会社に対する出資
- ・ LRT(Light Rail Transit)やBRT(Bus Rapid Transit)等、新たな交通システムの導入
- ・ 上下分離による鉄道の再生

新たな交通システムのイメージ



LRT



BRT

② 交通DX

- 鉄道、バス及びタクシーのDXによる利便性向上を図る事業
- ・ 効率的なルート決定が可能なAIオンデマンド交通の導入
- ・ 非接触型クレジットカード決済手法・QRコード決済手法の導入
- ・ 定期券購入のオンライン化

支援事例



株式会社デジタルテクノロジー四国
キャッシュレス決済アプリの機能拡充に対する支援



茨城交通株式会社
キャッシュレス決済及びWEB決済サービスの導入・拡充に対する支援

③ 交通GX

- 鉄道、バス及びタクシーのGXによる環境負荷の低減を図る事業
- ・ EVバス車両及びその運用に係る充電設備等の導入
- ・ 低炭素新型鉄道車両の導入
- ・ EVタクシーの大規模導入と給電管理を実施する機能を加えたエネルギーマネジメントシステムの構築

支援事例



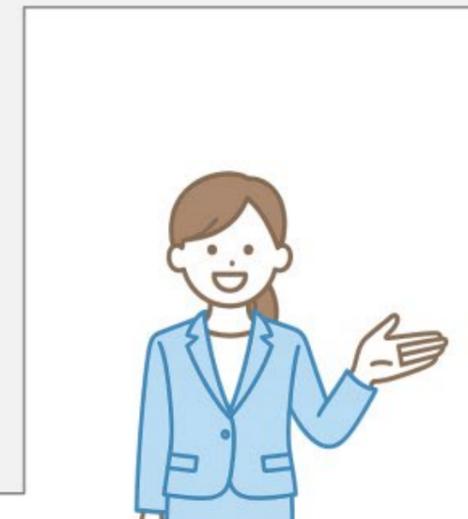
伊予鉄バス株式会社
EVバス導入への支援



伊予鉄道株式会社
省エネ鉄道車両導入への支援



広島電鉄株式会社
新型低床車両導入への支援



支援対象要件についてのご相談はお問い合わせ下さい。(→P7)

鉄道・運輸機構が出融資を行うための主な条件

地域交通法に基づく事業認定

地域交通法による地方自治体が作成した「地域交通計画」に基づき、対象事業の計画を含めた「地域公共交通特定事業」の国土交通大臣による認定が必要です。

償還確実性

当該事業が確実に実施・継続されること、事業者全体の財政収支及び経営計画から償還が見込まれること(出資の場合は、出資金が毀損しないこと)、万が一の場合に備えた債権保全が図られることが必要になります。

民業補完

財政投融资が民業補完を基本方針としていることから、貸付可能額は総事業費の50%までです。また、出資の場合は、機構の出資額が民間事業者の出資額を超えないことなどの条件があります。

他にも出融資には条件がございます。
詳しくは鉄道・運輸機構 審査部地域公共交通等審査・モニタリング課までお問い合わせください。

出融資実行までの流れ

出融資の実行まで、地域交通法に基づく手続きのほか、国と鉄道・運輸機構の間でも様々な手続きがございますので、民間金融機関との手続きに比べて、出融資の実行までにお時間がかかります(6カ月～1年程度)。資金が必要な時期までお時間に余裕をもって、ご相談ください。

事業認定を申請 (国土交通省)

地域交通法に基づく地域公共交通特定事業について、関係する地方公共団体を經由して、国土交通大臣に対して認定の申請をしていただきます(※)。

お申し込み

国土交通大臣から認定を受けた後、鉄道・運輸機構へ出融資のお申し込みをしていただきます。

ご審査

資金使途の対象となる事業の実現・継続性や、事業者の収益性、償還確実性などを審査いたします(別途国土交通省による審査があります)。

ご契約

審査内容を踏まえ、債権保全等を含んだ契約を鉄道・運輸機構との間で締結いただきます。契約にかかる諸費用について、ご負担いただきます。

出融資の実行

出融資を実行いたします。

モニタリング

プロジェクトの進捗状況や、財務状況について、原則年1回以上、モニタリングを実施させていただきます。

※地域公共交通特定事業の定めがある「地域公共交通計画」を、関係する地方自治体で作成している必要があります。

地域公共交通 / 交通DX・GX出融資の要件

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地域公共交通出資等業務基準(一部抜粋)

1 出資等の対象となる事業が満たすべき基準

(1) 政策的意義

地域のまちづくり・観光振興等の地域戦略との調和、環境への配慮を図りながら、持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保が推進され、地域全体の価値向上に貢献するものとなることを見込まれる事業であること。

(2) 出資等の対象となる事業の実施主体

実施主体は、対象事業の運営を行う株式会社であって、同事業を行うことを目的として設立されたものであること。

(3) 出資等に関する民間事業者のイニシアティブ

① 機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資が行われること。

② 民業補完性に配慮し、公的資金により出資等を行うときは、三大都市圏の都心部及びこれに類する地域では、機構が単独で最大出資者とならず、それ以外では機構の出資額が民間出資額を超えないこと。加えて、機構と地方公共団体による出資額の合計金額が全出資額の2分の1未満となるよう努めること。

(4) 中長期における収益性の確保

① 実施主体は、公的資金等による出資等を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが認められること。

② 公的資金により出資等を行う対象事業は、客観的な需要予測を含むデュエディリジェンスにより、中長期的な収益が見込まれること。

③ 公的資金により出資等を行う対象事業は、一定の時期において、機構が保有する対象事業者の株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。

④ 保有する株式等を譲渡等する時期については、サービス開始から概ね10年後をひとつの目安とするが、案件ごとの各々の事情に応じて個別に判断するものとする。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構交通DX・GX融資業務基準(一部抜粋)

(交通DX・GX 融資)

第2条 機構は、軌道運送高度化事業等(交通DX又は交通GXに関するものに限る。)を推進するため、地域交通法第29条の2第1項第1号の規定に基づき、交通DX・GX融資を行う。

(対象事業)

第3条 交通DX・GX融資の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 認定軌道運送高度化実施計画等に基づく交通DX又は交通GXに資する設備投資を行う事業であり、当該事業の円滑な推進のため、低利、固定又は長期の資金の貸付けの必要性が高いものと認められること。

二 事業計画等に基づき、償還確実性が認められること。

三 交通DX・GX融資の額に応じて、担保の提供、保証人の保証等により、所要の債権保全が図られること。

四 機構による貸付けが民間金融機関の行う金融を補完するものであること。

(対象事業者)

第4条 交通DX・GX融資の対象者は、前条第1号に規定する認定軌道運送高度化実施計画等に事業主体として記載された事業者に限ることとし、信用格付機関が付与する信用格付けを有し、投資適格水準を満たしているものと認められること。ただし、国土交通大臣が軌道運送高度化実施計画等を認定するに当たり、償還確実性に問題がないと判断し、機構がそれを認めた場合は、この限りではない。

融資	
貸付方法	証書貸付
貸付利率	財務省が公表する最新の「財政融資資金預託金利・貸付金利」に準ずる利率。
貸付上限	総事業費の50%を超えない範囲。
償還期限、償還方法及び据え置き期間	対象事業者の投資適格水準、対象事業の償還確実性等を勘案した上で、財務省が公表する最新の「財政融資資金預託金利・貸付金利」に準じ設定。
利払方法	分割払い

出資	
出資形態	原則株式の取得の方法による。
出資額上限	三大都市圏等では機構が単独で最大出資者とならず、それ以外では民間出資額を超えない範囲。加えて、機構と地方公共団体による出資額の合計が全出資額の2分の1未満となる範囲となるように努める。
保有する株式の譲渡等実行時期	対象事業のサービス開始から概ね10年後を目安とし、案件ごとの各々の事情に応じて個別の判断を実施。

お問合せ先

ご不明点や、具体的な案件のご相談は、以下にご連絡ください。



総合政策局 交通政策課
TEL:03-5253-8275



審査部 地域公共交通等審査・
モニタリング課
TEL:045-222-8889

鉄道・運輸機構公式HPはこちら！
<https://www.jrtt.go.jp/>



〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町6-50-1
横浜アイランドタワー